

精神障害者割引制度の導入について

愛知環状鉄道株式会社は、下記のとおり精神障害者割引制度を導入します。

記

1. 導入日

令和7年4月1日(火)

2. 対象のお客さま

各自治体で発行する精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種又は第2種の記載のあるもの）をお持ちのお客さま

※ 今後、各自治体で精神障害者保健福祉手帳に旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄を設け、第1種又は第2種の別が記載される予定です

3. 割引内容

対象	対象者	割引となる きっぷの種類	割引率	適用条件
介護者の方 と一緒に ご利用になる 場合	第1種精神障害者の方 と介護者の方	普通乗車券 回数乗車券 定期乗車券※	5割	・精神障害者の方と介護者の方が同一区間でご利用の場合に限ります。 ・割引となる介護者の方は1名です。
	12歳未満の第2種精神障害者の方と介護者の方	定期乗車券※	5割	
おひとりで ご利用になる 場合	第1種精神障害者の方	普通乗車券	5割	片道の営業キロが100kmを超える場合に限ります。 (JR連絡運輸発売範囲内に限る)
	第2種精神障害者の方	普通乗車券		

※ 小児定期乗車券を除きます。

4. 発売・利用方法

決定次第ホームページ等でお知らせします。

以上